

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
荒木 敏
上野 悅男
島田 喜代子

宮崎市監査委員印

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

1 宮崎市監査基準への準拠

宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。

2 種類

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査

3 対象

消防局(総務課、警防課、予防課、指令課、北消防署、南消防署)の令和元年度の財務に関する事務の執行

4 着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 主な実施内容

消防局各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 実施場所及び日程

実施場所 関係各課及び監査室

日 程 令和2年12月15日から令和3年1月22日まで

7 結果

(1) 上記のとおり監査した限りにおいて、予防課、指令課、南消防署については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。警防課、北消防署については、おむね適正かつ効率的に執行されていると認めた。総務課については、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(総務課)

①令和元年度の行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。
ア 防災広場整備予定地の支線に係る使用料について、占用料の総額が100円に満たないときは、100円とするとしているにもかかわらず、総額ではない金額を100円として算定し徴収していた。

【正】30円×1本+30円×1本=60円→100円

【誤】(30円×1本=30円→100円)+(30円×1本=30円→100円)=200円

イ 防火水槽用地のアンテナ用コンクリート柱に係る使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「その他のもの」として算定し徴収していた。

【正】63円+1,300円=1,363円

【誤】1,300円×1m²=1,300円

着眼点

収入事務
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）
調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務
現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務
滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）
賦課事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務
支出一般
違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係
旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出
公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出
貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務
入札・契約事務
一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行
契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産
財産の取得及び処分、管理
財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）
使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）
貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理
物品等管理
物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務
基本協定・年度協定は締結されているか 等
利用料金の手続きは適正に行われているか 等
モニタリングは適時行われているか 等